

酒気帯びテッチ上げ報復処分の無効と名誉回復を求めて

報復処分撤回裁判スタート！



8月3日、報復処分撤回裁判第1回口頭弁論が東京地方裁判所で、組合員・OB約70名が参加し開催されました。法廷の中で東二運分会斉藤書記長は、正々堂々と裁判を起こさなければならなかった心情を、怒りと共に訴えました。また、裁判所から会社側に対して、アルコール検知器に関する資料と、過去同一事象による

処分の有無について、次回までに提出要請がなされました。裁判終了後、直ちに弁護士会館に場所を移し、新幹線地本小林副委員長の司会で報告集会を開催しました。成田委員長から「この裁判闘争と職場での闘いを同時進行させ、組織の強化・拡大を実現しよう」と挨拶がされました。各地方本部の代表者から連帯支援の挨拶があり、長島弁護士から裁判への方向性が報告され、裁判プロジェクトからの決意、そして、斉藤書記長から陳述書作成の苦労話と裁判勝利に向けての力強い決意表明がされました。参加者は報復処分を許さず裁判勝利に向け、職場での闘いを強化しつつ、組織拡大を実現するために組織一丸となって闘うことを意思統一しました。



斉藤書記長、正々堂々と怒りを込めた陳述を展開！

次回、第2回口頭弁論は10月5日(水) 13時15分より、東京地裁527号法廷で開催されます。多くの組合員の結集をお願いします。